諮問庁:独立行政法人労働者健康安全機構

諮問日:平成29年2月28日(平成29年(独個)諮問第18号)

諮問日:平成30年1月17日(平成29年度(独個)答申第60号)

事件名:本人が特定労災病院の意見書箱に投かんした意見書の不開示決定(不

存在)に関する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「A (審査請求人氏名)が特定労災病院の意見書箱に投かんした意見書 (平成26年~平成27年分全て。病院様式で身体障害者診断書について 気持ちよく書いてくれないことを含むもの。) A の記名がある。」に記録 された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、 これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

## 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成29年1月25日付け労健安収第4062号による不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及びその補充書面 の記載によると、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人から提出された意見書には、その一部について諮問庁の閲覧を不可とする旨が明示されていることから、当該内容に鑑み、本答申では意見書の内容は記載しない。

(1) 審査請求書(平成29年1月30日付け)

#### ア 趣旨

請求文書の開示を求める。

# イ 理由

正面玄関、建物内側天井に防犯カメラが設置されているので、その 記録画像を見れば解る事である。審査請求人は防犯カメラを意識し ながら意見書を書き、投かんしたのである。

請求人は診察日にはいつも、午前6時45分頃病院に入っていた。

#### 一番か二番だった。

意見書を書いた時間帯も憶えている。(防犯カメラと意見書を書く

所,投かん箱は近い)

防犯カメラにバッチリ写っている事は間違いない。時効になっていないので記録はある。

# (2) 平成29年1月30日付け審査請求書の補充書面

当初,平成28年11月21日付け法人文書開示請求書にて,本件と同様の法人文書を開示請求した時には存否応答拒否として門前払いになった。(資料1)(資料2)

その理由は、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別する事ができるものに該当するというもの」であった。つまり、該当するということは当該個人に関するその文書(請求している法人文書)が存在している事を意味する。

そして、本件の請求については総務省より、保有個人情報で請求しないと開示されない旨の助言を受け、開示請求をしたが「不存在で文書を作成又は取得していない」との不開示通知を受けた。前者においては文書の存在を匂わせ、後者では「不存在」とする等、全く矛盾しているという他はない。

情報公開制度では、存否応答拒否は対象とする文書が存在している事が前提となっている。

だから、保有個人情報の開示請求では当該文書は開示されなければならない。

(本答申では添付資料は省略)

#### 第3 諮問庁の説明の要旨

下記の理由により、原処分の維持が適当と考える。

「A (審査請求人氏名)が特定労災病院の意見書箱に投かんした意見書 (平成26年~平成27年分全て。病院様式で身体障害者診断書について 気持ちよく書いてくれないことを含むもの。) A の記名がある。」の文書 不存在

当該文書については、作成又は取得した記録がなく、文書が存在しない ことから不開示とした。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年2月28日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月21日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年12月15日 審議

⑤ 平成30年1月15日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当と するので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。
  - ア 特定労災病院における「意見書」の取扱い等について

特定労災病院では、患者様や地域の皆様の病院に対する要望・苦情等を「皆様の声」という意見書箱へ投函していただけるようになっている。

「皆様の声」は、いただいた要望・苦情等を基に、特定労災病院の 医療の安全や患者サービスの向上、病院運営の改善に役立てること を目的として実施している。

利用方法としては、院内の5か所に記入用紙と意見書箱を設置して おり、用紙に記入の上意見書箱に投函していただく方式である。

投函された意見書(皆様の声)は、毎週金曜日に特定労災病院の総務課職員が意見書箱から回収し、総務課担当者が内容に応じて該当する部署に振り分け、担当部署が対応策と回答案を作成・検討している。病院としての回答は、投函された意見書の写しとともに、原則掲示板に貼り出している。意見の内容が職員に対する個人名での指摘等であった場合は、その個人名は塗りつぶして貼り出しを行っている。また、投函した方の氏名・連絡先等の個人が特定できる情報が記載されていた場合は、個人情報を塗りつぶして貼り出している。

投函された意見書は、全て年度ごとの「投書綴」ファイルにまとめ、 3年間の保存期限満了まで総務課内で保管し、期限満了後は廃棄し ている。

もし、請求された文書が審査請求人A氏の主張のとおり存在しているとするならば、審査請求人の氏名が記載されている意見書であるので、手順にのっとって総務課員が回収した後は、担当部署において対応策や回答が検討され、氏名等の個人情報を塗りつぶした意見書の写しと回答を掲示板に貼り出すことになる。意見書の原本は総務課で保管している「投書綴」につづられ、3年間の保存期間が満了するまで保管され、その後廃棄されることになる。

イ 本件対象保有個人情報の存否について

請求文言にあるとおり、平成26年1月から平成27年12月まで

の期間に投函された意見書を保管している「投書綴」ファイル内の ほか、担当する総務課の事務室、書庫及び意見書箱とその周辺を文 書捜索の範囲とした。

A氏の記名がある意見書及び身体障害者診断書を気持ちよく書いてくれないことについての記載がある意見書をそれぞれ捜索したが、合致する意見書は見つけられなかった。

ウ 審査請求人の主張について

特定諮問事件の請求文書であった当該意見書は保有個人情報に該当するため、法人文書の開示請求においては存否応答拒否と回答したものであり、請求文書の存在についてはどちらとも回答してはいない。

保有個人情報の開示請求となった本件開示請求において、初めて意 見書について捜索し、捜索の結果として不存在と回答したのであり、 矛盾はない。

また、上記イのとおり投函された意見書が存在すると考えられる院内の場所及び法人文書ファイル内をくまなく捜索したが、当該意見書は見つけられなかった。

そのため、文書不存在として不開示決定を行ったものである。

(2)審査請求人は、本件対象保有個人情報は存在するはずである旨主張するが、機構において本件対象保有個人情報が記録された「意見書」の存在は確認されなかったとする上記諮問庁の説明については、これを覆すに足る事情は認め難い。

したがって、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは 認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、機構において本件対象保有個人情報 を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

## (第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司